

お〜とめいと®

パンフレット兼重要事項等説明書

団体扱
割引制度により
30% OFF



「GK クルマの保険」に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした場合は、「GK 見守るクルマの保険(プレミアムドラレコ型)」または「GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)」となります。

MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。



先進のサービスで
お客さまをサポート
します。

- 事故緊急自動通報サービス
- 安全運転をサポートする3つのサービス

▶ 詳しくはP3~4を
ご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

※「お〜とめいと」は日立保険サービスがご案内する団体扱自動車保険のペットネームです。「お〜と」は自動車「AUTO」、「めいと」は仲間「MATE」。「皆さまにとって一番身近で安心な自動車保険」という気持ちを含めております。

日立グループ団体扱自動車保険「お～とめいと」は ワンランク上の安心と満足をご提供します。



「お～とめいと」日立グループの従業員、退職者、そのご家族 だけの5つのメリット

日立グループは
大口団体割引 30%割引!!!

安心の国内大手損保会社、三井住友海上の
自動車保険を30%割引!!

※大口団体割引は、2024年4月1日～2025年3月31日までの間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年4月1日に見直されます。なお、事故の実績が高くなった場合は、割引率がダウンすることがあります。
※大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

団体割引は
複数台のお車に適用可能です!
ご自身のお車だけでなく、
**ご家族が所有・使用するお車・
バイクも30%割引で
ご契約いただけます。**

※配偶者および、本人または配偶者の同居の親族もしくは別居の扶養親族が所有・使用するお車も団体扱の対象となります。
※ご契約者は従業員の方となります。

さらにお支払いも
簡単・便利!
**お支払いは給与控除
だから便利です。**

- お車の買い替えなど、ご契約内容が変更となり、追加の保険料が生じた場合も、原則給与控除にて精算します。
- 一定の条件を満たせば、退職後も口座振替で継続できます。

退職後のお取扱い※

退職後も保険料の支払方法を口座振替に変更することで、継続して団体扱で保険にご加入いただけます。30%の団体割引も適用となります。

※退職者の加入要件は次の2つの要件を満たす方です。
①在職中に1年以上の団体扱自動車保険にご契約いただいております。退職後も継続加入をご希望される方。
②退職後の契約においても本人が保険契約者であり、かつ保険料引落口座の名義人である方。
※現金・クレジットカードでの保険料のお支払いはできません。

他社の等級別割増 引継承について

日立グループの団体扱自動車保険に切り替えた場合は、他の保険会社やJA共済・全労済等で適用されていた等級別の割増引がそのまま継承されます。
※一部共済を除きます。
※所定の条件を満たしている場合に限りです。

対象となるお客さま

日立製作所およびグループ会社で日立製作所が認める企業が対象となります。



	対象となる方	【ご注意】 対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)	上記企業の従業員で企業が制度対象と認めた方および所定の条件を満たす退職者	・上記企業に勤務していない方(ご家族、取引業者など) ・上記企業に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時員の方など) など
記名被保険者・車両所有者 ご家族などの場合は、ご契約者との続柄にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

【ご注意】 対象とならないケースに変更になる場合は日立保険サービスまでご連絡ください。

INDEX

日立グループ団体扱自動車保険
「お～とめいと」のご案内 …… P1～2

商品の全体像

三井住友海上 3つの「もうひとつ上の安心」のご案内

- ①最先端のデジタルサービス …… P3～4
- ②事故対応・ロードサービス …… P5～6
- ③安心基本プラン + おすすめオプション …… P7～8

補償の概要

- 相手への賠償の概要 …… P9
- おケガの補償の概要 …… P10～12
- お車の補償の概要 …… P13～16
- その他の特約 …… P17～20
- 補償・特約に関するご注意事項 …… P21
- ご確認事項(運転する方とお車/保険料) …… P22～24
- 用語のご説明 …… P25
- 重要事項のご説明 …… P27～34



もうひとつ
上の安心
1

業界最高水準の三井住友海上専用ドライブレコーダーで、
事故時や運転時にも安心な機能・サービスをご提供します。

GK
見守るクルマの保険
プレミアムドラレコ型
(略称: プレドラ)



プレドラならではの高性能録画機能

業界初! 360°カメラ

高画質な前後広角カメラで側方・後方を含めた360°を撮影・録画可能!



駐車監視機能

駐車中の衝撃検知時も録画可能! 駐車中のあて逃げ被害等にも安心!



プレドラならではの事故時のサポート機能

常時通報機能

ロードサービスや事故受付が必要な場合は、いつでも専用安否確認デスクと通話可能!



業界初! 車外持ち出し機能

車外の安全な場所から専用安否確認デスクと通話ができ、映像の撮影・送信等の操作も可能!



プレドラ 特約保険料

月額 **810円** (注) (ドラレコ継続割引) ありの場合 月額 **570円**
(注) 団体扱12回払でドラレコ継続割引なしの場合。団体扱一括払の場合は、ドラレコ継続割引なし:年間 9,220円、ドラレコ継続割引あり:年間 6,460円です。

保険会社ならではの安心はそのままに、「見守るクルマの保険」をまず試してみたい! という方には…

GK 見守るクルマの保険 (ドラレコ型)

- 約 200 万画素・フル HD、HDR 機能を搭載し、お車の前方をしっかりと記録!
- 鮮明な録画映像で、事故対応にも有効にお役立ていただけます!

特約保険料 月額 **620円** (注) (ドラレコ継続割引) ありの場合 月額 **440円**



360°カメラ、駐車監視機能、常時通報機能、車外持ち出し機能は搭載していません。

(注) 特約保険料は、団体扱12回払でドラレコ継続割引なしの場合。団体扱一括払の場合は、ドラレコ継続割引なし:年間 7,110円、ドラレコ継続割引あり:年間 4,980円です。
<主な機能・サービス> 事故緊急自動通報サービス/「Ai's」対応/安全運転支援アラート/運転診断レポート/見守りサービス

『見守るクルマの保険』だからできる
事故時・安全運転をサポートする機能・サービス

1 事故緊急自動通報サービス

専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃を検知すると、専用安否確認デスクに自動通報し、オペレータが事故の初期対応等をアドバイスします。また、緊急時には、救急車の出動要請やレッカー業者を手配します。



自動通報



専用安否確認デスク

おケガはありませんか?

事故が起きて気が動転してしまっても…

オペレータがサポートしてくれるから安心!

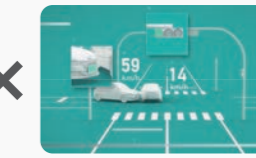
2 事故状況をAIで分析・再現「Ai's」

事故時に三井住友海上へ自動送信された専用ドライブレコーダーの映像やお車の位置情報・進行方向等の情報をAIで分析します。お客さまが事故状況を説明するご負担を軽減し、安心・納得の事故対応に役立てます。



三井住友海上なら

青信号をしっかりと記録!



事故で気が動転して、うまく事故状況を説明できない。映像を送るのも面倒…

自動送信機能で手間いらず!

AIで迅速・的確に事故状況を分析!

3 事故の未然防止サポート機能 (安全運転支援アラート/運転診断レポート/見守りサービス)

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」、毎月の運転状況や事故緊急自動通報サービスの対応結果等をご家族等にお知らせする「見守りサービス」をご提供します。

安全運転支援アラート



急減速が増えています。ご注意ください。

<アラートの種類>
前方衝突アラート
車線逸脱アラート 等

種類豊富なアラートで安全運転をサポート!

運転診断レポート・見守りサービス



運転はどうだったかな?



お父さん運転評価があがってる!

日常的に運転傾向を振り返り! ご家族にも共有可能!

『見守るクルマの保険』は、DX valueシリーズの対象商品です。

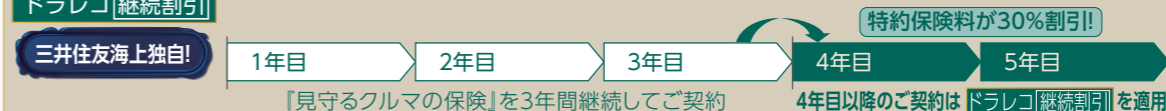
DX valueシリーズとは「補償」に加え、保険が持つ新たな価値として、事故・災害に対し、「未然に防ぐ」、「影響を減らし回復を支援する」機能を持つサービス一体型商品の総称です。DX valueシリーズの提供を通じて、「安心・安全な社会の実現」に貢献していきます。



『見守るクルマの保険』割引制度のご案内 ※詳細はP24をご参照ください。

ドラレコ 新規割引 自動車保険をはじめてご契約いただくお客さまや他社から三井住友海上に切り替えるお客さま等で、「見守るクルマの保険」をご契約いただいた場合、**保険料が2%割引** (注) となります。
三井住友海上独自! (注) 保険期間が1年を超える長期契約の場合は、第1保険年度の保険料のみ割引を適用します。

『見守るクルマの保険』を3年間(36か月間)ご継続いただいた場合、**4年目以降のご契約から「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」の特約保険料が30%割引** となります。



【ご注意事項】●「見守るクルマの保険(プレミアムドラレコ型)」および「見守るクルマの保険(ドラレコ型)」は、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットした自動車保険です。●専用ドライブレコーダーは三井住友海上がお客さまに貸与します。●「業界最高水準」および「業界初」とは、自動車保険業界において同様に提供されているドライブレコーダーと比較したものです。(2023年4月時点・三井住友海上調べ) ●「三井住友海上独自」とは、2023年4月時点、三井住友海上調べの情報です。●「事故緊急自動通報サービス」は、車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。なお、「一定以上の衝撃」とは、一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃をいいます。また、通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されない場合があります。●「専用安否確認デスク」による救急車の出動要請は、お客さまご自身での119番通報が困難であることの確認が取れた場合等に限りです。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

万一の事故や故障のときも24時間 事故で不安なお客さまをしっかりサポート! 「スムーズな解決に導く事故対応」

365日体制でお客さまをサポートします。 事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート! 「充実のロードサービス」

事故受付センター

※事故が発生した場合の連絡先は裏表紙をご参照ください。

24時間365日
専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、
安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。(注)

事故対応 全国に138か所の拠点を設置! (2023年4月現在)

保険金お支払センター

すべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

- 示談交渉サービス** お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。
- 紹介ネットワーク** 独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。
- 入院まごころ訪問** ご要望に応じてお客さまのもとへお伺いし、ご不明点などにいち早くお答えします。
- 安心コール・安心レター** 対応の経過をお客さまに定期的にご報告し、安心をご提供します。

技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



(注) 事故受付の時間帯や状況により各種対応ができない場合があります。

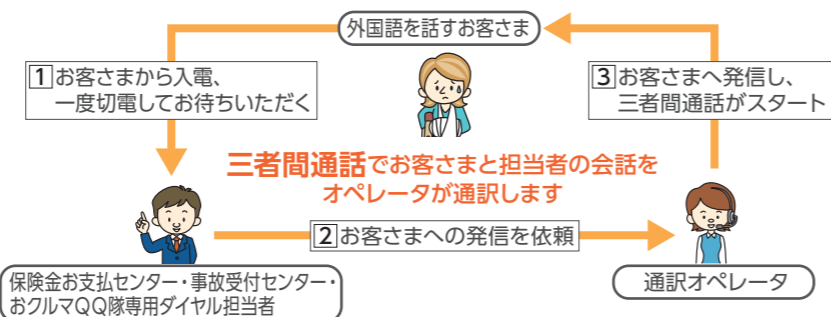
外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話(同時通訳)サービス

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等17か国語に対応

お客さま・三井住友海上担当者・通訳オペレーターの三者が電話回線を同時接続し会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

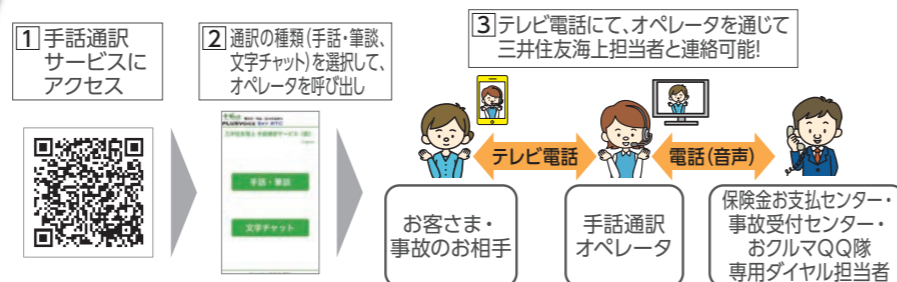
事故受付センター・おクルマQQ隊
専用ダイヤルの対応時間 24時間(無休)



手話通訳サービス

テレビ電話を通じてお客さまとオペレータが手話や筆談でやり取りし、それを同時にオペレータが三井住友海上担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図れるため、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊
専用ダイヤルの対応時間 8:00 ~ 21:00(無休)



ロードサービス費用特約 + おクルマQQ隊

おクルマQQ隊のご利用方法
おクルマQQ隊をご利用の際は、事前に「専用ダイヤル」または「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。

故障だ! 車が動かない、どうしよう...

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ現場で応急処置を行います!

緊急処置	サービス内容	1回限り(注2)	左記以外に、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業もサービスの対象となります!
おクルマQQ隊 故障トラブル・ガス欠QQサービス	バッテリー上がり時のジャンピング	ガス欠時のガソリン補給(10リットルまで)	キー閉じ込み時のドアの解錠
			パンク時のスペアタイヤ交換

修理工場までレッカーけん引が必要になった...

レッカー業者がかけつけ、レッカーけん引をトータルサポート!
レッカーけん引は、約500km(注3)まで対応!!

レッカーにかかる次の費用を「ロードサービス費用特約」でお支払いします。なお、ご自身でレッカー業者を手配された場合も保険金のお支払い対象です。

ロードサービス費用特約		
① 運搬費用	・修理工場までのレッカー費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円(注4)を限度に補償
② 修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して15万円を限度に補償
③ 修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	※③のみ自己負担額1,000円あり

移動費用 宿泊費用

お車がレッカーされても安心! 移動費用や宿泊費用をサポート!

「レッカーQQ手配サービス」のご利用後、ご自宅・出発地までタクシー等で移動した場合や宿泊した場合に、次の費用をおクルマQQ隊のサービスとしてご提供します。

おクルマQQ隊	
① 臨時帰宅・移動費用	お1人につき20,000円までサービスでご提供(自己負担額1,000円あり)
② 臨時宿泊費用	お1人につき15,000円までサービスでご提供

※必要に応じて移動に必要な公共交通機関、タクシー会社や近隣の宿泊施設をご案内します。

(注1) おクルマQQ隊は「ロードサービス費用特約」をセットした契約に提供します。「ロードサービス費用特約」は、対人賠償保険のみセットする場合、任意にセットしていただけます。
(注2) 保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限ります。また、ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所でのガス欠の場合、燃料代はお客さまの自己負担となります。
(注3) 提携しているロードサービス提供者における、車両区分が普通車に該当する場合の実績に基づく三井住友海上試算です。実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーけん引距離が増減し、自己負担が発生する場合があります。
(注4) 車両保険をセットされる場合は、「車両保険金額の10%、または30万円」のいずれか高い額となります。

「ロードサービス費用特約」により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりにません。右記の場合にはロードサービスをご利用いただけません。●自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合等

おすすめオプション レンタカー費用特約

「ロードサービス費用特約」付き契約にセットしていただけます。

毎日お車を使う方も安心! お車を修理中のレンタカー費用をサポート!

レンタカー費用特約		
レンタカー費用	事故の場合:30日間限度(注1) 故障・走行障害等の場合(注2):15日間限度	1日あたり保険金日額(注3)を限度に補償

(注1) 「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお支払いする車両保険金によりお車を買い替えられたときは、90日間が限度となります。
(注2) 故障・走行障害等の場合は、走行不能時のみレンタカー費用をお支払いします。
(注3) 保険金日額は5,000円~20,000円の範囲で1,000円単位に設定していただけます。

おクルマQQ隊 LINEで受付サービス

LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで簡単にロードサービスを依頼できます。

お車の状態を写真で送れる!

GPS位置情報でトラブル場所を簡単に伝えられる!

「三井住友海上 おクルマQQ隊」を友だち追加してください!



※個人情報にあたる「氏名」「電話番号」は三井住友海上が用意する専用の画面にて三井住友海上が直接取得し、LINEを経由しない(保存されない)仕組みとしています。※LINEおよびLINEIDはLINE(株)の登録商標です。

相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

豊富な **おすすめオプション** でお客さま

ロードサービス その他の特約 の **基本的な補償** に加え、
に最適な補償プランをご提案します。

基本的な補償 多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット

相手への賠償 P9	対人賠償保険 相手にケガをさせた場合に 	対物賠償保険 相手のモノを壊してしまった場合に 	自動セット 相手のお車の修理費が時価額より高くなった場合に 対物超過修理費用特約
	おケガの補償 P10~11	人身傷害保険 ご自身や同乗者のケガの治療費に 	自動セット ご自身や同乗者が入院したり、重い障害が発生してしまった場合に 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約
お車の補償 P13~14	車両保険 ご契約のお車の修理費に 	自動セット 一方的に追突された場合などで、相手から修理費を受け取れないときに 車両保険無過失事故特約 	ご契約のお車が全損になった場合の廃車や買替時の諸費用に 全損時諸費用特約
	ロードサービス P6	自動セット ご契約のお車が動かなくなってしまった場合に ロードサービス費用特約 	三井住友海上のロードサービス おクルマQQ隊 のサービスをあわせてご提供します。
その他の特約 P17	自動セット 友人や知人などから借りた車で事故を起こしてしまった場合に 他車運転特約 	ご契約のお車の修理中等に借りた車で事故を起こしてしまった場合に 臨時代替自動車特約 	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等による事故が起きた場合に 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
		心神喪失等により運転者に賠償責任が発生しない事故が起きた場合に 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 	

基本的な補償 とは、事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・自動セット特約をセットした、ご契約の基本プランです。対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットしていただけますが、いずれか1つを必ずセットしてください。なお、人身傷害保険は以下の場合を除き、すべてのご契約にセットされます。

対人賠償保険・対物賠償保険・車両保険いずれかのみセットする場合/対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

人身傷害保険をセットしない場合、相手からの補償が受けられない事故によりケガをした場合に備える「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」をご用意しています。「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」の補償内容につきましては、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

おすすめオプション 一人ひとりにぴったりの特約をカスタマイズ

おケガの補償 P10~12	車に乗っていないときのケガにも備えたい 自動車事故特約 	ご自身や同乗者のケガに手厚く備えたい 傷害一時金(1万円・10万円)特約 ×2 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約
	お車の補償 P13~16	新しい車に買い替えたい 新車特約 車両全損時復旧費用特約 車両全損(70%)特約
さらに補償を充実させたい 全損時諸費用倍額払特約 車内手荷物等特約 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 		
交渉を弁護士に依頼したい 弁護士費用(自動車事故型)特約 自動車保険で原動機付自転車の事故にも備えたい ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 		
その他の特約 P18~20	車以外の乗り物での事故によるケガに備えたい 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約 	万々に備えてドライブレコーダーを利用したい サービスの詳細は P3 P4 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約

*自動セット特約はご契約時のお申し出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされます。セット条件の詳細は、各補償・特約の概要ページをご確認ください。

商品の全体像
補償の概要
相手
おケガ
お車
その他
ご確認事項
用語のご説明など



対人賠償保険

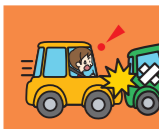
示談交渉サービス付 基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

- ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
- 車庫入れの際、同居の両親にぶつかりケガをさせた



対物賠償保険

示談交渉サービス付 基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしまったときの振替輸送費用等を補償します。

- ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
- 自宅の駐車場で同居の両親が所有する車にぶつかり壊してしまった
 - 自宅の家屋にぶつかり玄関を壊してしまった

ワンポイント 対人賠償保険・対物賠償保険の高額判例

相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。保険金額は無制限で設定していただくと安心です。

	対人賠償	対物賠償
事案	歩行者(眼科開業医・男性41才)がタクシーにひかれ死亡した。(2011年11月1日横浜地裁判決)	普通貨物車が大型トレーラーに追突して積載品等を損壊した。(2011年12月7日大阪地裁判決)
認定総損害額	5億2,853万円	1億1,798万円



対物超過修理費用特約

自動セット

対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了された場合に限りです。

Q 事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A 示談交渉サービス

いいえ。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて三井住友海上が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。(注2) なお、示談交渉をお引き受けした場合でも、話し合いによる解決が困難な場合等には、三井住友海上が選任した弁護士へ対応を依頼すること等があります。

示談交渉をお引き受けできないケース

- ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- 正当な理由なく被保険者が三井住友海上への協力を拒んだ場合 等

(注1) 一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、**弁護士費用に関する特約 P18** をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2) 対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。



人身傷害保険

基本的な補償

次の場合を除き、すべてのご契約にセットされます。

- 対人賠償保険のみセットする場合
- 対物賠償保険のみセットする場合
- 車両保険のみセットする場合
- 対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中などの事故でご自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

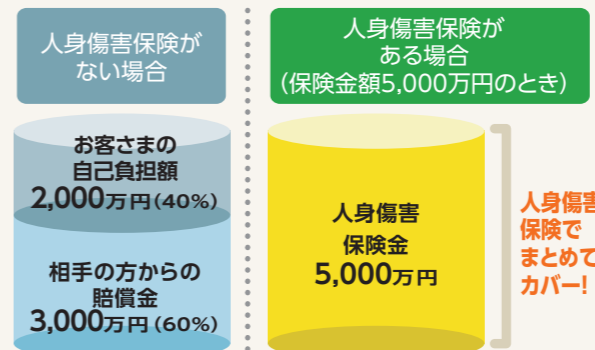
- ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例
- 車を運転中に心神喪失となり事故が発生し、自身がケガをした



POINT 1 相手の方がいる事故の場合でも、示談成立を待つことなく保険金をお受け取りいただけます。

たとえば

実際に発生した損害: 5,000万円
過失割合: お客さま40% 相手方60%



POINT 2 年令別の保険金額の目安

※死亡された場合の損害の額(三井住友海上の基準により算出)をご参考にしてください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

年令	扶養家族の有無	死亡された場合
25才	あり	1億円
	なし	9,000万円
35才	あり	1億円
	なし	8,000万円
45才	あり	9,000万円
	なし	6,500万円
55才	あり	7,000万円
	なし	5,000万円
60才	あり	6,000万円
	なし	4,500万円

事故で重い障害が発生してしまったら、死亡された場合よりも損害の額が大きくなる場合があります。人身傷害保険では重度後遺障害が発生し介護が必要となった場合は、ご契約の保険金額が「無制限」以外であっても「無制限」としてお支払いします。

※損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い三井住友海上が認定を行います。



POINT 3 自動車事故特約(別冊)をセットすると、ご契約のお車の事故だけでなく、補償の対象となる事故の種類を拡大します。

事故の種類	左記以外の自動車運行事故		
	ご契約のお車に搭乗中等の事故	ご契約のお車以外の自動車(注1)に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
主な事故例			
人身傷害保険	○	×(注2)	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

(注1) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。
(注2) 「他車運転特約」P17等で補償されるケースがあります。

※「自動車事故特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21

おケガの補償



紹介ネットワーク
保険金をお支払いする
場合に、ご希望により
三井住友海上の提携
業者をご紹介します。

たとえば
バリアフリー
フォーム事業者、
ホームヘルパーや
ベビーシッター等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 自動セット

人身傷害保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

事故により入院したり、重い障害が発生した場合に必要なさまざまな費用を補償します。

<入院時人身傷害諸費用> ※被保険者1名につき、以下それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。
家事や介護、育児またはペット(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

(注) 世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

家事・介護・育児やペットの世話も安心です		
ホームヘルパー 雇入費用 介護ヘルパー 雇入費用 1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い	ベビーシッター 雇入費用 保育施設 預け入れ費用 合計して1日あたり2万円を限度にお支払い	ペットシッター 雇入費用 ペット専用施設 預け入れ費用 合計して1日あたり2万円を限度にお支払い
個室でゆっくり治療に専念できます		別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます
差額ベッド 費用 1日あたり2万円を限度にお支払い		転院 移送費用 転院1回分かつ100万円を限度にお支払い

<後遺障害時人身傷害諸費用>

事故により重い障害が発生してしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

リハビリ費用が高額になる場合も安心です リハビリテーション 訓練等費用 被保険者1名につき120万円をお支払い	福祉車両や電動車いす等を購入できます 福祉機器等 取得費用 被保険者1名につき500万円を限度にお支払い	ご自宅をバリアフリーに改造できます 住宅改造 費用 被保険者1名につき500万円を限度にお支払い
---	--	--

こんな場合にお役に立ちます

- 妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、**家事の人手が足りなくなっていました。**ホームヘルパーを雇う費用が補償されたので、**安心して妻が退院するまで付き添うことができました。**
- 一般病室では**ほかの患者さんに気を遣う**ことが多く、眠れないこともありましたが、個室を利用できたおかげで、**治療に専念**することができました。

ワンポイント①

ホームヘルパーサービスを利用した場合…
平均的な利用金額は、
1回あたり約**19,600円**(注)
(注) 総務省統計局「家計調査(2022年)」を基に算出



ワンポイント②

個室を利用した場合…
全国平均で差額ベッド費用は、
1日あたり約**8,300円**(注)
(注) 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2022年)より



傷害一時金(1万円・10万円)特約 おすすめオプション

人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。

より手厚く備えるなら… **傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約** 別冊 おすすめオプション
傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

Q
人身傷害保険と傷害一時金(1万円・10万円)特約の違いを教えてください。

A
人身傷害保険 **P10** は、実際に負担した費用などについて三井住友海上の基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、**傷害一時金(1万円・10万円)特約**は、人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて1万円または10万円をお支払いします。
入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。
さらに
 「自動車事故特約」別冊 がセットされているご契約において、歩行中に自動車事故に遭った場合でも、人身傷害保険金のお支払い対象となる場合は、人身傷害保険の保険金とは別に実治療日数の合計に応じて1万円または10万円をお支払いします。



搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 おすすめオプション

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に万が一亡くなった場合や後遺障害が発生した場合にそれぞれ死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いします。

商品の全体像

補償の概要

相手

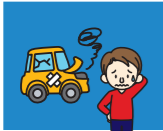
おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など



車両保険

基本的な補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故でのご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

△ 保険金をお支払いしない主な事例

- ・パンク等、タイヤにのみ損害が発生した
- ・ご契約のお車が故障して動かなくなった

ワンポイント

車両保険には、**車両価額協定保険特約** 別冊 が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！

先日、信号機のない交差点で急に右折してきた車と出会い頭の事故に遭い、当然相手から全額補償してもらえと思ったのですが、私にも過失が2割あると言われて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。代理店からのすすめで加入していたおかげで、保険を使って修理でき、助かりました。



ワンポイント ご存知ですか？

自分が直進、相手が右折時の衝突事故の基本的な過失割合は、**自分:相手=2:8**となります。

※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。



車両保険「10補償限定」特約 別冊 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触	②自転車等の対象乗用具(注2)との衝突・接触	③歩行者・動物(注3)との衝突・接触 または	④火災・爆発	⑤盗難	⑥暴行・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	
一般補償	○	○	○	○	○	○	
10補償限定	○	○	○	○	○	○	
補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたづら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注4)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆	⑬地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) 対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

(注3) 崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

(注4) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑬に該当する事故を除きます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約** 別冊 をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。) ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。

※「地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約」は車両保険(一般補償)にのみセットしていただけます。



車両保険無過失事故特約

自動セット

車両保険付き契約に自動セットされます。

補償の概要

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

※2 車両保険において、免責金額を増額方式で設定している場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

Q



自分に過失がない事故で、車両保険を使う必要はありますか？

A



相手方が保険を契約していない場合等、賠償金を受け取れない場合には、車両保険を使用せざるを得ないことがあります。また、**賠償金を受け取れるケースでも、ご契約のお車が全損となった場合には、全損時諸費用保険金をお支払いしますので、まずは三井住友海上へご相談ください。**



全損時諸費用特約

自動セット

車両保険付き契約に自動セットされます。ただし、「リースカー車両費用特約」をセットする場合は本特約をセットいただくことはできません。

保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

より手厚く備えるなら…



全損時諸費用倍額払特約

別冊

おすすめオプション

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。



車両保険 P13 をセットした場合、車両保険金のお支払いの際に免責金額が発生します。免責金額は、「定額方式」または「増額方式」のなかで設定する金額を選択します。

	事故の回数	免責金額
定額方式 <small>(注1)</small>	回数にかかわらず	0円(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円 のいずれかを選択
増額方式 <small>(注2)(注3)</small>	1回目	0円(なし)・5万円
	2回目以降	10万円

(注1) 事故の回数にかかわらず適用される免責金額は同額です。

(注2) 「1回目0万円-2回目以降10万円」とした場合の保険料と、「1回目5万円-2回目以降10万円」とした場合の保険料の差額が5万円を超えるときは、「1回目0万円-2回目以降10万円」は選びいただけません。

(注3) 「1回目」「2回目」といった事故の回数は、保険期間ごとに数えます。新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度ごとに数えます。「ノーカウント事故」は事故件数に数えられません。事故区分は **P23** をご参照ください。

※保険金額やセットする特約等によって、取扱いが異なる場合があります。

Q



免責金額とはなんですか？

A

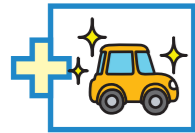


免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、修理費などから差し引く金額で、**自己負担となる金額をいいます。**

たとえば…

免責金額を5万円で設定した場合、修理費が50万円なら、お客さまのご負担は5万円、三井住友海上からお支払いする保険金は45万円になります。

修理費 50万円 - 免責金額 5万円 = 保険金 45万円



新車特約

おすすめオプション

車両保険付き契約にセットしていただけます。
ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

※1 ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。
※2 ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



車両全損時復旧費用特約

おすすめオプション

車両保険付き契約にセットしていただけます。
ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超え、かつ車両保険金額が新車保険金額の50%未満のときに限りセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額を限度に車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



車両保険だけで補償は十分ですか?

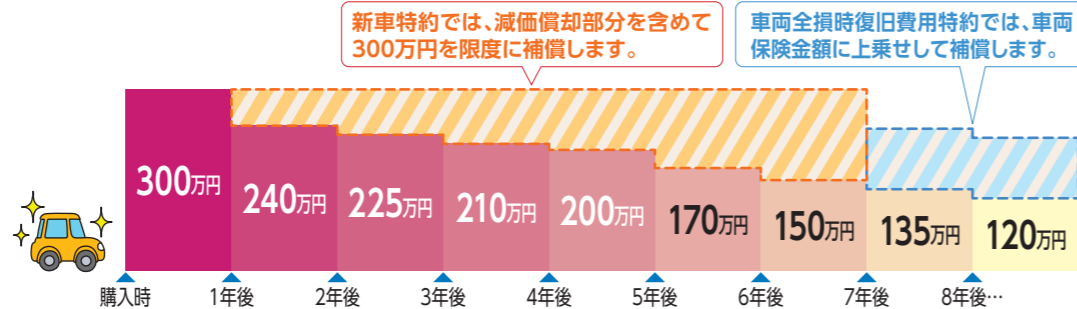
A



車両保険だけでは、2年目以降の減価償却部分は補償されません。充実した補償のためにも、「新車特約」や「車両全損時復旧費用特約」をセットしていただくことをご検討ください。

自動車の減価償却例

購入時の金額300万円(車両本体価格+付属品の価格+消費税)の自動車の場合



車両全損(70%)特約

おすすめオプション

車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金を満額お支払いします。ただし、ご契約のお車の所有権を三井住友海上が取得することにお客さまが同意された場合に限りです。



車両超過修理費用特約

おすすめオプション

始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合に限りです。



レンタカー費用特約

おすすめオプション

「ロードサービス費用特約」付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害等によりご契約のお車が走行不能^(注1)となった場合や、事故により使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用をお支払いします^(注2)。事故の場合、「新車特約」または「車両全損時復旧費用特約」を適用してお車を買替えた場合は90日間を限度、それ以外の場合は30日間を限度に補償します。故障または走行障害等の場合は15日間を限度に補償します。なお、保険金日額は5,000円~20,000円の範囲で1,000円単位で設定できます。

事故		故障・走行障害等 ^(注4)	保険金日額の設定方法
新車特約等 ^(注3) を適用してお車を買替え	左記以外		
90日間限度	30日間限度	15日間限度	5,000円~20,000円 (1,000円単位)

(注1) 走行不能とは、お車が自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。
(注2) レンタカーを借りる費用は、保険金日額の設定金額に対し、レンタカー使用限度日数を乗算した額を限度にお支払いします。
(注3) 新車特約等とは、「新車特約」、「車両全損時復旧費用特約」を指します。
(注4) 故障・走行障害等の場合は、走行不能時のみレンタカー費用をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます



つけてよかった! 助かった!
先日、衝突事故を起こして車に傷が付き、修理に出しました。普段から車を通勤に使用しているので、レンタカーを借りましたが、部品の取り寄せなどで修理が遅くなり、30日間も修理にかかってしまいました。レンタカーを借りる費用を補償してもらえて良かったです。

ワンポイント レンタカーにかかる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

お車の種類(用途車種)	1日借りた場合の料金(24時間まで)	30日間借りた場合の料金
自家用軽四輪乗用車	7,590円	192,610円
自家用小型乗用車	8,910円	216,260円
自家用普通乗用車	10,670円	269,060円

※Aレンタカー社2023年4月現在料金例(税込)



車内手荷物等特約

おすすめオプション

車両保険付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等されている個人が所有する動産に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。

補償対象となる主な手荷物



補償対象とならない主な手荷物



(注) ラジコン・無人機にはドローンも含まれます。

その他の特約



他車運転特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

友人や知人などから臨時に借りた、ご契約のお車以外の自動車を運転中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

▲ 保険金をお支払いしない主な事例

友人から借りて常時使用している車を運転中に事故を起こしてしまった
※常時使用に該当するか否かは、事故の際に三井住友海上が個別に判断を行います。



臨時代替自動車特約

自動セット

すべてのご契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、臨時に借りた車を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、相手の方にケガをさせた場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、お客さまに法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の使用により、相手の方にケガをさせた場合や相手の方の車等に損害を与えてしまった場合、または誤って線路へ立入り電車等を運行不能にしてしまった場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。

Q



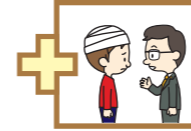
最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えていますが、これらの事故の場合でも補償はできますか？

A



はい。
万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、**監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれております**ので、安心です。

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように**心神喪失等による事故の被害者救済費用特約**が自動セットされておりますので、さらに安心です。



紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介いたします。

弁護士費用に関する特約

おすすめオプション

すべてのご契約にセットしていただけます。

弁護士費用(自動車事故型)特約

保険金をお支払いする場合

自動車事故で相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

弁護士費用に関する特約の補償範囲(自動車事故^注)

自動車に一方的に追突されたなどの事故で、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。
(注)ご契約のお車等で事故にあい、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

ワンポイント 弁護士に交渉を依頼する費用の目安

- 一方的に追突された場合など、**お客さまに過失がない場合、保険会社は示談交渉を行うことができません**。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。
- 弁護士に交渉を依頼する費用は高額になる場合があります。万一に備え、「弁護士費用に関する特約」をセットすると安心です。

<金額例>

交通事故に遭ってケガをしたため、相手方との交渉を弁護士に依頼したところ、当初提示されていた損害賠償金から500万円多い損害賠償金を受け取った。

着手金: 500万円 × 5% + 9万円 + 税 = 約37万円
報酬金: 500万円 × 10% + 18万円 + 税 = 約75万円
弁護士費用: 約112万円



商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

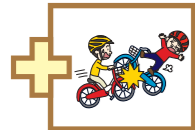
お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

その他の特約



自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー 事故傷害定額払特約

おすすめオプション

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご自身やご家族が自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーに搭乗中の事故等^(注1)によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に万が一亡くなられた場合、後遺障害が発生した場合、重い障害によって介護が必要となった場合、または入院した場合に傷害定額払保険金をお支払いします。^(注2)

(注1) 歩行中に自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーにぶつかった事故等を含みます。

(注2) 通院日数に応じてお支払いする保険金はありません。

補償対象となる乗用具



※遊戯用として使用される場合は補償対象にはなりません。

補償対象とならない主な乗用具



自動車
その他、左記「補償対象となる乗用具」に記載のない交通乗用具
(電車・航空機・船舶・エスカレーター・幼児用三輪車等)

⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

車いすですバスに搭乗中の事故によりケガをして入院した
※ご契約内容や事故の状況によっては人身傷害保険で補償されるケースがあります。P10

お支払いする保険金

保険金名称	お支払いする保険金の額
死亡保険金	傷害定額払保険金額 ^(注1) の全額
後遺障害保険金	傷害定額払保険金額 ^(注1) ×後遺障害等級に応じた保険金支払割合(4%~100%)
重度後遺障害特別保険金	傷害定額払保険金額 ^(注1) ×10%(100万円限度)
重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金×50%(500万円限度)
入院保険金	入院日数1日以上5日未満:1万円 入院日数5日以上:部位・症状に応じて ^(注2) 10万円/30万円/50万円/100万円
【参考】通院日数に応じた保険金	対象外

(注1) 傷害定額払保険金額は、300万円/500万円/1,000万円/2,000万円/3,000万円のいずれかの金額で定めます。
(注2) 入院保険金における部位・症状ごとの保険金額は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご参照ください。

※「自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約」をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P21



ファミリーバイク(人身傷害型)特約

おすすめオプション

対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約

おすすめオプション

対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付き契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする場合

ご自身およびご家族が原動機付自転車を運転していて事故に遭った場合に、相手への賠償やご自身のおケガについて補償します。また、ご家族が所有する原動機付自転車だけでなく、友人・知人等から臨時で借りた原動機付自転車を運転中等の場合もまとめて補償します。

※ご契約のお車にセットされた「運転者限定特約」「運転者年齢条件特約」は適用されません。



ドライブレコーダーによる事故発生の 通知等に関する特約

おすすめオプション

すべてのご契約にセットしていただけます。

サービスの概要

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したとき、その情報を三井住友海上が受信します。三井住友海上から発信した電話連絡等に応じることで事故の通知が行われたものとみなします。



ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約をセットすると、『GK 見守るクルマの保険(プレミアムドラレコ型)』または『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』として、事故時や安全運転をサポートする各種サービスをご利用いただけます。

サービスの詳細は ➡ P3 P4



商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

補償・特約に関するご注意事項

ご確認事項(運転する方とお車/保険料)

⚠️ 保険金をお支払いしない主な場合

基本となる補償において、保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。
三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)に掲載している『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』もあわせてご確認ください。なお、詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

<すべての補償項目に共通>

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

<相手への賠償> 対人賠償保険 対物賠償保険

- 保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害
- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷されたこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊したこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になったことによって発生した損害
- ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、等

<おケガの補償> 人身傷害保険

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害 等

<お車の補償> 車両保険

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐しよ・さび・その他自然消耗による損害、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

⚠️ 補償の重複についてご確認ください

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

※2台以上のお車をまとめてご契約いただくと、**ノンフリート多数割引 P24**が適用されます。

【それぞれの特約のセット例】

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

	1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ(注1)	●自動車事故特約	1世帯に1特約セット
交渉を弁護士に依頼する費用(注2)	●弁護士費用(自動車事故型)特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット(注3)
原動機付自転車に搭乗中の事故	●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	いずれかの特約を1世帯に1特約セット
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーの事故によるケガ	●自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	1世帯に1特約セット

(注1)「自動車事故特約」をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分につきましては保険金額が増額されます。
(注2) 弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。
(注3) 火災保険契約や傷害保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。



1. 運転する方とお車について

(1) 運転免許証の色

記名被保険者がゴールド免許をお持ちの場合は、保険料が割引となります。始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)と有効期限をご確認ください。

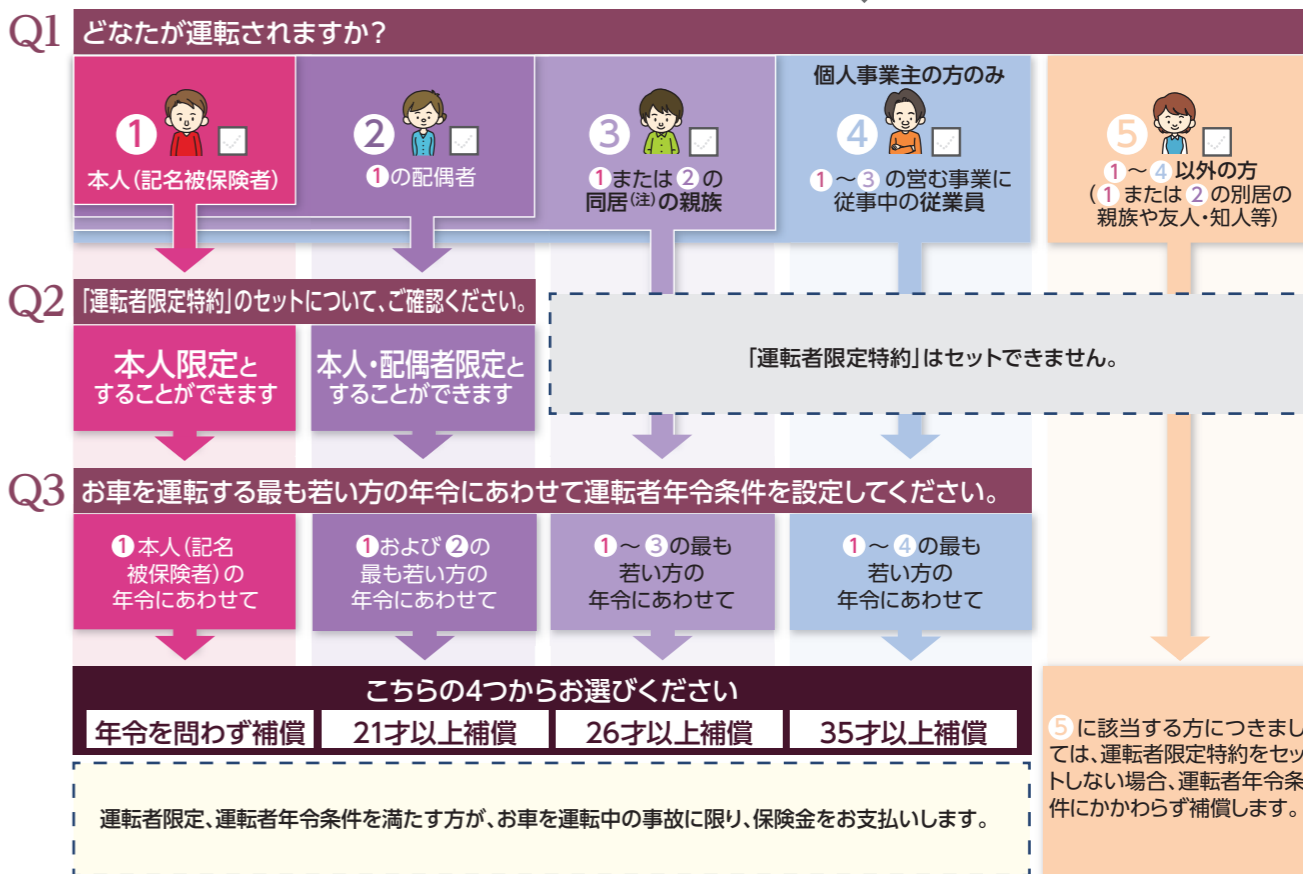
(2) 運転する方の範囲(運転者を限定する特約と運転者年齢条件の設定)

「ご本人だけ」または「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年齢条件を設定することにより保険料が変わります。

「運転者限定特約」にて運転者を限定した場合は限定の対象となる方が、「運転者年齢条件特約」にて運転者年齢条件を設定した場合は運転者年齢条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートを参考にお決めください。

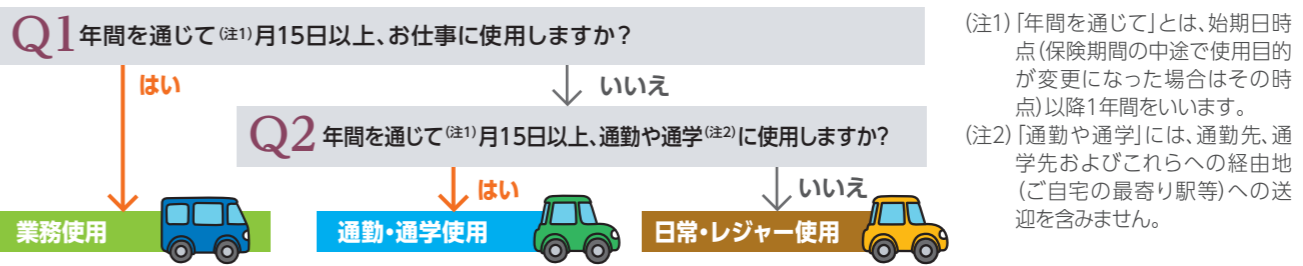
①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から↓を進んでください。



(注) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(3) ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的を正しく設定してください。



※1 使用目的をチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります。(たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります。)ただし、設定した使用目的の区分に変更が発生していない場合に限り、適用されます。
※2 故意または重大な過失によって、事実と異なる設定をした場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
ア行 おすすめオプション	お客さま一人ひとりのカーライフに応じてご希望によりセットできるおすすめの特約です。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
基本的な補償	事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・自動セット特約をセットした、ご契約の基本プランです。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方 ^(注) で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方は、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。
サ行 時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
自動車	原動機付自転車を含みます。
重度後遺障害	普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の1の第1～2級または<別表1>の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害の場合をいいます。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 ^(注) をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、三井住友海上が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

用語	説明
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難 ^(注1) された場合、または修理費が協定保険価額 ^(注2) 以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と三井住友海上がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
夕行 治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ナ行 入院	ご自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	三井住友海上に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険年度	初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれの始期日 ^(注) から1年間をいいます。 (注)長期契約において、2年度目以降の保険責任は各年度の始期日 ^(注) の午前0時から始まります。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
ヤ行 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、三井住友海上が定める区分表によるものとします。

長期契約が始期日当日を迎えるときのご案内

保険期間が1年を超えるご契約について、「ご契約内容のお知らせ」を年1回お送りしますので、ご契約内容を毎年ご確認いただくことができます。
なお、「ご契約者さま専用ページ」にご登録済みの場合は、同ページに配信させていただきます。
配信前にスマートフォンあてのメッセージ等によりご案内します。書面によるご案内をご希望の場合は、「ご契約者さま専用ページ」内でご案内方法を変更していただけます。



ご契約の継続手続きについて

ご契約の継続手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、「継続手続特約」を付帯されている場合が対象です。

- 一部のご契約^(注1)を除き、継続手続特約が自動セットされています。^(注2)
(注1)ノンフリート多数割引が適用されるご契約、フリート契約等、ご契約内容によってはセットできない場合があります。
(注2)過去の事故の発生状況によるご契約条件の見直しが必要な場合等、所定の条件によりこの特約を適用できない場合は、あらかじめ日立保険サービスまたは三井住友海上よりご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
- 日立保険サービスの定める通知締切日までに、お客さまからご契約条件の変更や継続しないことのお申出がない場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の給与控除・口座振替等も行います。^(注3)
(注3)所定の期日までに保険料が払い込まなかった場合は、自動的に継続しません。
- ご継続を希望されない場合は、あらかじめ日立保険サービスまたは三井住友海上にご連絡ください。

保険のできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

ご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、パソコンやスマートフォン等から **ご契約者さま専用ページ** でご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。



eco保険証券・Web約款をご選択いただいた場合、「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内 (eco保険証券専用ハガキ)』を送付します。書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』の送付は行いません。

eco保険証券とWeb約款を新たにご選択いただいた場合、三井住友海上は地球環境保護への取組等に寄付を行います。
※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細は、日立保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈日立保険サービスについて〉

- 日立保険サービスは、三井住友海上との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、日立保険サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、三井住友海上個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

基本となる補償や主な特約は次のとおりです。

	基本となる補償 ^(注1)	主な特約		
		GK	一般用	はじめて
相手への賠償	対人賠償保険 	○	○	○
	対物賠償保険 	○	○	○
おケガの補償	人身傷害保険 	○	○	×
	●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	○	○	×
	●自動車事故特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	○	○	×
お車の補償	車両保険 	○	○	○
	●車両価額協定保険特約 ●ロードサービス費用特約	○	○	○
	●車両保険無過失事故特約	○	○	○
	●全損時諸費用特約	○	○	○
	●新車特約 ●車両全損時復旧費用特約 ●車両全損(70%)特約	○	○	○
	●車両超過修理費用特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	○	○	○
	●車両保険「10補償限定」特約	○	○	○
	●全損時諸費用倍額払特約 ●レンタカー費用特約	○	○	×
	●車内手荷物等特約	○	○	×
	●車両保険「7補償限定」特約	×	○	×
その他の特約	●他車運転特約 ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	○	○	○
	●臨時代替自動車特約	○	○	×
	●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●自転車賠償特約 ●日常生活賠償特約	○	○	×
	●ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約 ^(注2) ●事故発生の通知等に関する特約 ●車両運行情報による保険料算出に関する特約 ^(注3)	○	○	×
	●自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	○	×	×

(注1) 基本となる補償は保険種類により異なります。

GK 対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットできますが、いずれか1つを必ずセットしてください。人身傷害保険は自動セットされます。ただし、次の場合は人身傷害保険を任意にセットできます。

・対人賠償保険のみセットする場合 ・対物賠償保険のみセットする場合 ・車両保険のみセットする場合 ・対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

一般用 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。

はじめて 対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険は自動セットされます。車両保険は任意にセットできます。

(注2) 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしたご契約を、ご契約のお車に取り付ける専用ドライブレコーダーの機種に応じて、「見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)」または「見守るクルマの保険(ドラレコ型)」といいます。

(注3) 「GK クルマの保険」に「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしたご契約を「GK クルマの保険 コネクティッド」といいます。

1 はじめに

- この書面は、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて三井住友海上ホームページ(https://web-yakkan.ms-ins.com)に掲載のWeb約款をご確認いただくか、書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を日立保険サービスまたは三井住友海上へご請求ください。なお、販売車・受託車契約等一部のご契約については、取扱いが異なりますのでご注意ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券(注)とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・法人eco保険証券・Web約款)をご選択いただいた場合は、三井住友海上ホームページをご確認ください。(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません。)(注)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。
- ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(ハガキ)」が届かない場合は、三井住友海上までお問い合わせください。
- 「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットする場合は、「見守るクルマの保険」専用端末の貸与およびサービスご利用規約が適用されます。この特約をセットしてお手続きいただいた場合、この規約に同意していただいたものとみなします。詳しくは、三井住友海上ホームページをご確認ください。ご契約を解約する等の場合、所定の期日までに専用ドライブレコーダー等をご返却いただく必要があります。ご返却いただけない場合は違約金を請求させていただきます。
- 保険契約者と記名被保険者・ご契約のお車の所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・ご契約のお車の所有者の方に必ずご説明ください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、日立保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 商品のご案内

この書面の対象となる商品は次のとおりです。

GK クルマの保険^(注1) **自動車保険・一般用^(注2)** **はじめての自動車保険^(注3)**

(注1)「GK クルマの保険」は家庭用自動車総合保険のペットネームです。
 (注2)「自動車保険・一般用」は一般自動車総合保険のペットネームです。
 (注3)「はじめての自動車保険」は個人用自動車保険のペットネームです。

4 この書面の構成

- I 契約締結前におけるご確認事項** ▶ P.28~32
- 商品の仕組み
 - 基本となる補償および補償される運転者の範囲等
 - 保険料の決定の仕組みと払込方法等
 - 満期返れい金・契約者配当金
- II 契約締結時におけるご注意事項** ▶ P.32
- 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
 - クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
- III 契約締結後におけるご注意事項** ▶ P.33
- 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
 - 継続手続特約
 - 解約と解約返れい金
 - ご契約の中断制度

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

5 用語の説明

しおり 主な用語の説明を参照

被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		自家用8車種	用車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。

6 お問い合わせ窓口

<p>保険会社の連絡・相談・苦情窓口</p> <p>三井住友海上へのご相談・苦情があ</p> <p>三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277(無料)</p> <p>チャットサポートなどの各種サービス こちらからアクセスできます。</p> <p>事故が起こった場合</p> <p>遅滞なくご契約の日立保険サービスまたは下記にご連絡ください。 事故は 365日</p> <p>24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター 0120-258-365(無料)</p> <p>ロードサービスをご利用いただく場合</p> <p>LINEで受け付けています。LINEのトーク画面上で LINEの友だち追加はこちら</p> <p>質問の回答を選択・入力するだけで簡単にロードサービスを依頼できます。</p> <p>※「おクルマQQ隊専用ダイヤル」(電話)でも受け付けています。</p> <p>※LINEはLINE株式会社の登録商標です。</p> <p>24時間365日体制 0120-096-991(無料)</p>		<p>指定紛争解決機関 注意喚起情報</p> <p>三井住友海上との間で問題を解決できない</p> <p>三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p>[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808</p> <p>・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)</p> <p>・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。</p> <p>・おかけ間違いにご注意ください。</p> <p>・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)</p>
--	--	---

クーリングオフのお申出先 契約締結時におけるご注意事項「2.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)」(P.6)のクーリングオフは、三井住友海上ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。書面でお申出になる場合は、下記に郵送してください。

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー20階 三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

基本となる補償において、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

すべての補償項目において保険金をお支払いできない主な場合		・地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 ・台風、洪水、高潮によって発生した損害 ・次のいずれかに該当する方などが死傷したこと、それらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊したこと、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になったことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、等
	対物賠償保険 ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させること、または軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になることで、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 しおり 対物賠償保険の保険金額制限を参照	
おケガの補償	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故により、ご契約のお車に搭乗中等の方が死傷した場合に、保険金をお支払いします。なお、自動車事故特約をセットすることで補償の対象となる事故の範囲を拡大することができます。 しおり 人身傷害保険における無保険自動車事故に関する特則を参照	・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害 ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害 等
お車の補償	車両保険 事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。なお、車両保険「10補償限定」特約または車両保険「7補償限定」特約をセットすることで、補償の対象となる事故の範囲を限定します(下表参照)。 しおり 車両保険金額の一部取消を参照	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 ・欠陥・摩滅・腐し・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ・取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者は補償ごとに異なります。

車両保険のご契約タイプと補償の対象となる事故

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償の対象となる事故(主な事故例)	車両保険(一般補償)	車両保険「10補償限定」特約をセットする場合	車両保険「7補償限定」特約をセットする場合
①ご契約のお車以外の自動車 ^(注1) との衝突・接触	○	○	×
②自転車等の対象乗用具 ^(注2) との衝突・接触 ③歩行者・動物 ^(注3) との衝突・接触			×
④火災・爆発 ⑤盗難 ^(注4)			
⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台風・竜巻・洪水・高潮	○	○	○
⑧落書、いたづら、窓ガラス破損 ⑨飛来中または落下中の他物との衝突	○	○	○
⑩その他の偶然な事故 ^(注5)	○	○	○
⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触 ⑫墜落・転覆	○	×	×
⑬地震・噴火・津波	×	×	×

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。
(注2)対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。
(注3)動物が社会通念上、跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。なお、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑩飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。
(注4)ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。
(注5)塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑩および⑪～⑬に該当する事故を除きます。
(注6)車両保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。(特約の概要については「(4)主な特約の概要」(P.30)をご確認ください。)

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとにお決めいただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際にご契約いただく保険金額は、保険申込書・継続確認書、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

(3) 免責金額

注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には次の2種類があり、いずれかの方式を選択していただけます。実際にご契約いただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式

※フリート契約の場合は、定額方式のみとなります。
※対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」・「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」においても適用されます。
※車両保険では、ご契約のお車が全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

しおり 保険期間が1年を超える長期契約における車両保険の免責金額の取扱いを参照

(4) 主な特約の概要

契約概要

●車両全損(70%)特約

ご契約のお車が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして補償します。

●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)この特約での全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合があります。

※上記以外の特約の概要については、「普通保険約款・特約」等をご確認ください。

(5) ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットした場合、おクルマQQ隊(ロードサービス)を提供します。^(注1)おクルマQQ隊の主なサービスは次のとおりです。

レッカーQQ 手配サービス	事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要の費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。
故障トラブル・ ガス欠 QQサービス	故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、ガス欠は、保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限り、 ●バッテリー上がり時のジャンピング ●キー閉じ込み時のドアの解錠 ●ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル) ^(注2) ●パンク時のスペアタイヤ交換 ●上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業

(注1)ご利用の際は、事前におクルマQQ隊専用ダイヤルにお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします(表紙の「お問い合わせ窓口」をご確認ください)。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となる場合があります。

(注2)ただし、発生場所がご自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代および軽油代はお客様のご負担となります。**しおり** ロードサービスを参照

(6) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や三井住友海上以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく特約	補償が重複する他の保険契約・特約の例 (2台目以降の自動車保険契約の特約の場合を含む)
日常生活賠償特約 ※保険金額は、国内事故の場合「無制限」、国外事故の場合「3億円」です。なお、国内事故の場合、電車等運行不能賠償事故も補償されます。	●2台目以降の自動車保険契約の日常生活賠償特約または自転車賠償特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の日常生活賠償特約
自転車賠償特約 ※保険金額は「無制限」です。	
自動車事故特約	●2台目以降の自動車保険契約の自動車事故特約
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約または弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約	●2台目以降の自動車保険契約の弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約または弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●火災保険契約または傷害保険契約の弁護士費用特約
ファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	●2台目以降の自動車保険契約のファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	●2台目以降の自動車保険契約の自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

※補償が重複する可能性のある主な特約については、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。
※「法人契約の指定運転者特約」をセットするご契約については、補償内容が同様の保険契約(三井住友海上以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
※他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約および臨時代替自動車特約等の自動セット特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。
※日立グループでは、団体扱自動車保険での日常生活賠償特約、自転車賠償特約および弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約のお引受けはできません。

(7) 補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

ノンフリート契約で所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いしません。

●運転者限定:「本人限定(GK、はじめてのみ)」・「本人・配偶者限定」

●運転者年令条件:「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償(GKのみ)」

記名被保険者が個人の場合

○：お支払いします ×：お支払いしません

補償される運転者の範囲	記名被保険者				
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①～③が営む事業に従事する従業員	⑤ ①～④以外の方(①または②の別居の親族や友人・知人等)
運転者限定					
本人限定	○	×	×	×	×
本人・配偶者限定	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○
運転者年令条件	運転者年令条件を満たした場合に限り ○ ^(注)				運転者年令条件にかかわらず ○

(注)ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

※記名被保険者が法人の場合、運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。ご契約のお車を運転する最も若い方の年令に応じて、運転者年令条件を選択してください。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① 保険期間：1年間(ご契約条件によって1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。)
- ② 補償の開始：始期日の午後4時^(注)
(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻となります。
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況等、次の要素から決定されます。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

等級別料率制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度^(注)です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・事故件数等により、等級および事故有係数適用期間0～6年を決定します。事故有係数適用期間0年は「無事故」、1～6年は「事故有」の割増率を適用します。なお、新たにご契約される場合は6等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。(注)ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 ● 既に自動車保険契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車を新たに取得した場合で所定の条件を満たすとき、ご契約のお車と新たに取得したお車を入れ替し、新たに取得したお車に入替前のお車に加入前の等級を継承することができます。 <p>⚠ 次の場合、契約締結後に等級・事故有係数適用期間の訂正(保険料の追加または返還)が必要な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 継続前のご契約において、事故の発生やご契約の解除があった場合 ② 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から7日以内でない場合 ③ 継続契約の始期日が、継続前のご契約の満期日(または解約日)の前日から過去31日以前の場合 ④ 「記名被保険者の変更があるが、ご契約のお車の所有者に変更がない」、かつ、「継続契約に適用する等級・事故有係数適用期間が次のいずれか」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 等級：1～5等級 ● 事故有係数適用期間：1～6年 <p>しおり 等級別料率制度における割増率の適用方法、事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照</p>
セカンドカー割引(複数所有新規)	<p>記名被保険者が個人かつご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険契約^(注)(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、所定の条件を満たすときは7等級(S)・事故有係数適用期間0年となります。</p> <p>(注) 三井住友海上のご契約で保険期間が1年を超える長期契約の場合は、取扱いが異なります。 しおり セカンドカー割引を参照</p>
型式別料率クラス制度【自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のみ】	<p>ご契約のお車の「型式」ごとの事故発生状況等に基づき、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「人身傷害・搭乗者傷害」、「車両」の各々について料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)を導入しています。料率クラスは、自家用(普通・小型)乗用車は「1」から「17」までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は「1」から「3」までの3段階^(注2)に区分されます。毎年1月1日に、料率クラスの見直しを行います。</p> <p>(注1)ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。 (注2)数値が大きいほど保険料が高くなります。</p>
記名被保険者年令別料率	<p>記名被保険者が個人かつ運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で契約している場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じて以下の区分ごとに異なる料率が適用されます。</p> <p>29才以下 30～39才 40～49才 50～59才 60才 61才 … 84才 85才以上</p> <p>1才ごとに異なる料率が適用されます。</p> <p>※ 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日当日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別の料率が適用されます。</p>
フリート契約の割引・割増制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 成績計算期間内の損害率、前回の割引・割増および成績計算期間の末日時点の総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日を有する、すべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。 ● 成績計算期間は、原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。 <p>※ 10台到達日から第1料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別料率制度が適用されます。 しおり フリート割引・割増制度を参照</p>
保険料の割引・割増制度	<p>ご契約内容や条件によって、次の割引・割増が適用されます。 しおり 割引・割増が適用される場合を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新車割引 ● ASV割引 ● 先進環境対策車割引 ● 福祉車両割引 ● 構内専用電気自動車割引 ● ゴールド免許割引 ● 1DAYマイル割引(24時間自動車保険無事故割引) ● ドラレコ新規割引 ● ドラレコ継続割引 ● コネクト新規割引 ● 安全運転割引 ● ノンフリート多数割引 ● フリート多数割引 ● フリート多数割引(9台以下) ● 公有割引 ● 準公有割引 ● 1等級連続事故契約割増

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

お客さまの勤務先を通じて保険料を払い込む団体扱となります。払込方法の詳細は、日立保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

(3) 団体扱のご契約 契約概要

団体扱特約は団体と三井住友海上の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下記のご加入条件に該当するときのみに付帯できます。なお、ご契約後に下記に該当しなくなった場合は、日立保険サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

		ご加入条件(団体扱の対象となる方)
ご契約者	右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)	団体(企業など)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人) ^(注) など
記名被保険者・車両所有者	ご家族などの場合、ご契約者との続柄にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者ご本人 ● ご契約者の配偶者 ● ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ● ご契約者またはその配偶者の別居の扶養家族 など

(注) 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

払込猶予期間中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、集金不能日^(注)または団体扱・集団扱特約解除日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。(注)詳しくは、日立保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

- (1) 保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、日立保険サービスには告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

主な告知事項

記名被保険者	<p>記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方^(注1)1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。^(注2)</p> <p>(注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。</p>
記名被保険者の運転免許証の色	<p>GK の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 ● 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。 ● 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「運転免許証のコピー」等で確認できるときは、運転免許証の色を「ゴールド」とみなして割引を適用します。 <p>しおり 運転免許証の現物でご確認ください。色を確認 ゴールド免許には「優良」の表示があります。</p>
お車の使用目的	<p>ご契約のお車の使用実態により、以下のフローに沿って使用目的をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。</p> <p>※ はじめての場合、「業務使用」・「業務使用以外(通勤・通学、日常・レジャー)」の2区分により保険料が決定します。「業務使用以外」の場合は、保険申込書・継続確認書に内訳(「通勤・通学」または「日常・レジャー」)についてもご記載ください。</p> <p>※ 「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。</p> <p>お車を年間を通じて、月15日以上お仕事に使用しますか? はい → 業務使用 いいえ → 通勤・通学使用 はい → 通勤・通学使用 いいえ → 日常・レジャー使用</p>
前契約	<p>前契約がある場合は、そのご契約内容(会社名、証券番号等)および事故の区分(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故等)ごとの件数についても、保険申込書・継続確認書にご記載ください。</p> <p>しおり 事故の取扱い(3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故)を参照</p>

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

- (1) 保険期間が1年を超える長期契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、三井住友海上ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、三井住友海上ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を三井住友海上へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、日立保険サービスではお申出を受け付けることはできません。クーリングオフを書面でお申出になる場合の宛先は表紙をご覧ください。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

【書面(ハガキ)の内容】
裏面(ご記載事項)

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者の住所・ご署名・電話番号
- ③ ご契約のお申込日
- ④ お申込みされた保険の種類
- ⑤ 証券番号または領収証番号
- ⑥ ご契約の代理店名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。
- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返します。また、日立保険サービスおよび三井住友海上はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、三井住友海上が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく日立保険サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ・ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ・ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の有無(自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合のみ)
- ・ご契約のお車の使用目的(**GK**、**はじめて**のみ)
- ・登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所(次のいずれかに該当する場合のみ)
 - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
 - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ ご契約のお車について、福祉車両(所定の補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

⑤ 前契約の保険期間中の事故について、次の事実が発生した場合

- ・事故の報告が新たに行われた場合
- ・既に報告されている事故について、最終的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合

! 次の場合は、ご契約を解約し、新たにご契約いただくことがあります。この場合、補償内容が異なることがあります。

- ・上記①において、用途車種を自家用8車種から自家用8車種以外に変更した場合や、自家用8車種以外から自家用8車種に変更した場合
- ・上記②または③に該当する変更が発生した場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに日立保険サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

- ① お車の買替え等による、ご契約のお車の入替
- ② 運転者の範囲(運転者限定、運転者年齢条件)の変更
- ③ ご契約のお車の譲渡
- ④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少
- ⑤ 保険証券表示の住所の変更
- ⑥ ①～⑤のほか、記名被保険者や特約の追加等、契約条件の変更

しおり ご契約のお車の入替、記名被保険者の変更を参照

2. 継続手続特約

契約概要

(1) 継続手続特約とは、満期時における継続手続をお忘れになった場合等に補償がなくなることを防ぐための特約です。
※フリート契約、**はじめて**のご契約等、ご契約内容によってはセットできない場合があります。また、代理店・扱者によってもセットできない場合があります。

(2) 次の条件をいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注1)
ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡がとれ次第、日立保険サービスとのお手続きが必要になります。

- ① 満期日までに三井住友海上からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合
- ② お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡がとれない場合等)

(注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続でお客さまと連絡がとれない場合等は、あらかじめ三井住友海上から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(3) 継続を希望されない場合は、あらかじめ日立保険サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

3. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の日立保険サービスまたは三井住友海上まで速やかにお申出ください。

ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

始期日から解約日までの期間に応じた払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4. ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」、「記名被保険者の重度傷病による運転不能」、「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いを適用するためには、ご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して5年以内に日立保険サービスまたは三井住友海上まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

しおり 中断証明書発行の条件、中断後の新たなご契約の主な条件を参照

その他ご留意いただきたいこと

1 はじめて について

はじめての継続契約は**はじめて**以外の商品(**GK**等)になります。なお、**はじめて**には、万一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能(特約)がないため、継続手続きを行っていただく必要があります。継続手続きを行っていただけなかった場合、ご契約が満期を迎えた以降の補償がなくなりますのでご注意ください。

2 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の日立保険サービスまたは三井住友海上にご連絡ください。また、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故が起こった場合の手続き(三井住友海上へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度を参照

3 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として三井住友海上に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が日立保険サービスまたは三井住友海上にあった場合
- ② 日立保険サービスまたは三井住友海上から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 三井住友海上または三井住友海上のグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1	三井住友海上および三井住友海上のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
2	提携先等の商品・サービスの例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(日立保険サービスを含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます。)

● 再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしているご契約について

ご契約に「車両運行情報による保険料算出に関する特約」をセットしている場合、三井住友海上は車両運行情報や登録されたお客さまに関する情報等(以下、「車両運行情報等」といいます。))について、三井住友海上指定の情報通信ネットワーク運営者を通じて取得します。これらの情報について、安全運転割引率の算出、各種サービスの提供、事故時の対応、将来の料率設定および「GK グルマの保険 コネクティッド」サービスご利用規約に定める目的以外には使用しません。また、車両運行情報等の取得にあたり、あらかじめ三井住友海上より保険申込書・継続確認書の記載事項(始期日、車台番号等)を三井住友海上指定の情報通信ネットワーク運営者に受け渡します。なお、三井住友海上が取得する車両運行情報等には、ご契約のお車の位置情報も含まれますので、あらかじめご契約のお車を運転するすべての方へ本内容をお伝えください。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、三井住友海上のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

5 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が日立保険サービスまたは三井住友海上の社員の場合は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、日立保険サービスまたは三井住友海上の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、三井住友海上が、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

8 共同保険

三井住友海上および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

9 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

商品の全体像

補償の概要

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

用語のご説明など

事故や故障が発生した場合の連絡先はこちら

万一、事故が起こった場合は

事故の発生から解決まで安心しておまかせください!



事故受付センター

24時間365日

専門スタッフが受付

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

お車のトラブルで困った場合は

事故だけでなく、故障等で車が動かない場合も対応します!

専用ダイヤル

おクルマQQ隊

24時間365日

充実のロードサービス

おクルマ QQ隊
0120-096-991 (無料)

※LINEのトーク画面上で質問の回答を選択・入力するだけで、簡単にロードサービスを依頼できます。

LINEの
友だち追加はこちら



ご契約者さま

専用ページ

ご契約者さま専用のインターネットサービス

いつでも、どこでも、つながる安心 **ご契約者さま専用ページ**



便利1 契約内容の確認・変更

- 最新のご契約内容を確認いただけます。
- 「ご契約者さまの住所・連絡先」等を変更できます。

引越をしたけど、どこに連絡すればいいの?

便利2 事故連絡・対応状況の確認

- スマートフォンからいつでも事故のご連絡や、事故の対応状況をご確認いただけます。

事故の対応状況を確認したいけど、日中は電話ができない...

便利3 お役立ち情報の配信

- 運転者年齢条件の見直しや、お住まいの地域で災害が発生した際に、事故受付の連絡先等をご案内します。

万が一の事故や災害時に慌てないよう、備えはできる?

ご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』を「ご契約者さま専用ページ」でご確認いただくために、**eco保険証券とWeb約款**をご選択いただくことをおすすめします。「eco保険証券・Web約款」の詳細は **P26** をご覧ください。

ご利用方法

面倒な登録手順は不要! ご契約手続き時に自動でユーザーIDが作成されます^(注)(初回ログイン時のみ、ご本人確認等が必要です)

各種便利なサービスをご利用いただけますので、ご契約後すぐのログインをおすすめします!

- 1 **ご契約手続き完了後に、三井住友海上からSMSをお送りします**
- 2 **SMSに記載のURLにアクセス**
- 3 **ご本人確認(初回のみ)**
- 4 **初期設定(生体認証のご利用設定など)**
- 5 **初回ログインの完了以降、いつでもご利用いただけます**

スマートフォンなら、「LINE」やアプリからかんたんに「ご契約者さま専用ページ」をご利用いただけます。

「LINE」からログインする場合の設定手順

- ①「三井住友海上」を友だち追加(右図の二次元コードから)
 - ②メッセージのURLにアクセスしてログイン
- ※「LINE」はLINE(株)の登録商標です。



「スマ保」アプリからログインする場合の設定手順

- ①「スマ保」(三井住友海上が提供するスマートフォン用アプリ)をダウンロード(右図の二次元コードから)
- ②「スマ保」トップ画面から「ご契約者さま専用ページ」を登録



(注) 三井住友海上の保険をご契約される個人のお客さま向けに、ご契約時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDを自動で発行し、SMSでご案内します。
※一部のご契約は、お手続き時に「ご契約者さま専用ページ」のユーザーIDが自動で登録されません。その場合、「eco保険証券専用ハガキ」や三井住友海上公式サイトから、「ご契約者さま専用ページ」へご登録いただくことでご利用いただけます。



エコマーク認定自動車保険

お客さまとともに
地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の使用量の削減「リサイクル部品活用」による自動車修理など

エコマーク認定番号 第10147005号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをご依頼いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます▶



● ご相談・お申込先

HIS24-01-001(B)

A23-101766

承認年月:2024年1月